

所管府省庁	部局名	公開要望等 受付日	公開要望等の内容	データの公開状況	データを公開した場合			非公開の場合 の公開予定日	オープンデータ化未対応・非公開の理由		公開要望以外の要望への対応	備考
					公開日	公開先URL	政府カ タログサイ トへの登 録状況		概要	詳細		
04内閣府	政策統括官(共生 社会政策担当)	2018年10月15日	内閣府は自治体毎の子供の貧困支援施策をウェブ上で公開しています(https://www.kodohinkon.go.jp/search/jichitai-search.php)。しかし、それぞれの自治体が提供している施策はウェブ上でHTML形式で表示されているために(例えばつくば市はこのよう な表示: https://www.kodohinkon.go.jp/search/summary-list2.php?pref=%E8%8C%A8%E5%9F%8E%E7%9C%80&pref.address.name=%E3%81%A4%E3%81%8F%E2%81%B0%E5%B8%82)、日本全国の自治体間の比較を容易にできません。 全国の自治体の子供の貧困を支援する施策の比較分析を行うために、自治体毎の子供の貧困支援施策の一覧表情報(Execelまたはcsv)の公開をお願いいたします。 【対象府省(投稿時点)]内閣府 【データセット名]自治体毎の子供の貧困支援施策一覧表 【リソース名]-	2 公開(一部ODとして公開)					3 その他	国や自治体の各機関がデータベースの元となる支援策のデータについてどのように管理されているか不明であるため、今後、機械判読性や利便性が向上するよう次期システム改修(2020年度改修予定)と併せて検討させていただきます。		
04内閣府	大臣官房総務課	2019年1月15日	御意見の具体的内容:現在官報は1か月分以外有料での公開となっています。 調べたいことを調べるために、当該データベースを契約するか、当該データベースを契約している図書館にいき(交通費も時間もかかります)、コピー代(1ページあたり10円以上かかります)を支払わなければなりません。 時間的にも金銭的にも大きな障壁です。 そもそも公開情報であり、政策実施に関する情報であるのに、アクセス困難な状況にあるがために、当然に有している知る権利の行使が非常に困難です。 官報の、用語で検索可能な形式での無料での公開を、強く希望します。 【対象府省(投稿時点)]- 【データセット名]- 【リソース名]-	2 公開(一部ODとして公開)					3 その他	インターネット版「官報」は、国民への周知を一層推進するとともに、利用者の利便性の向上を図るため、紙の官報と同じ内容を独立行政法人国立印刷局のサイトにおいて、提供しています。官報には、法令等以外にも破産者の氏名等、当該個人にとって不利益な情報も掲載されています。インターネット上において、これらの情報が誰でも容易に検索できることにおいては、個人情報保護の観点から配慮する必要があります。 こうしたことから、公開期間を改ざん防止のための電子署名が付けられている平成15年7月15日以降に拡大し、利便性の向上を図るとともに、個人情報の保護にも一層配慮するため、閲覧方法を一部変更いたしました。 インターネット版「官報」の公開の在り方につきましては、国民の皆様が利用しやすいよう今後も運営状況等を勘案しながら、独立行政法人国立印刷局と協議、検討してまいります。		
04内閣府	大臣官房総務課	2019年4月13日	御意見の具体的内容: 過去の経済活動データなどと突き合わせる際、祝日かどうかで大きく差が出ます。 過去の特定日付が祝日だったかどうかわかるよう、国民の祝日の過去データの充実をお願いします。過去10年分ほどあれば十分かと思いますが、可能な限り長いと嬉しいです。 【対象府省(投稿時点)]内閣府 【データセット名]「国民の祝日」について 【リソース名]:平成29年(2017年)から平成31年(2019年)国民の祝日等(いわゆる振替休日等を含む)(csv...)	1 公開(ODとして公開)	2019年4月26日	https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/syukujitsu.csv	1 済				2019/4/26において対応済	
04内閣府	大臣官房総務課	2020年2月4日	御意見の具体的内容: 御意見の具体的内容: 国民の祝日オープンデータ、使わせていただいております！ ただ、新しい年度に向けたごみ収集日のカレンダーを作成する場合、現在2020年末までしかデータがないため、新年度2021年1月~3月分の作成に困ってしまいます 次回更新時、2022年3月までの祝日データを含めて公開いただけるとうれしいです。 【対象府省(投稿時点)]内閣府 【データセット名]国民の祝日 【リソース名]:	4 非公開	-	-	-	-	2 個別法令以外の合理的な理由	「国民の祝日」のうち春分の日と秋分の日には「国民の祝日に関する法律」には具体的な日付が記載されておらず、毎年2月の官報に暦要項(翌年の祝日)を掲載することで発表しています。(それより前には、春分の日・秋分の日は「まだ正式には決まっていない」ということとなります。)これにより翌年の祝日が決定されますが、内閣府HPには、毎年2月に暦要項が発表されると同時に翌年の祝日について掲載しております。それより先の祝日については、春分の日と秋分の日が決定されていないため、掲載していません。		